

4月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和2年4月28日(火)
開催日時	午後3時00分
開催場所	別館3階 大会議室
出席委員	教育長 三笥 眞治郎 職務代理者 諫本 憲司 委員 永山 眞江 委員 岡部 博昭 委員 木下 靖郎 委員 奥平 和子 委員 古田 嘉寿美
出席参与	教育次長 河野 徹 教育総務課長 衣笠 雄司 学校教育課長 西胤 英明 社会教育課長(代理) 伊東 寿憲 文化財保護課長 吉田 博嗣 博物館長 行時 志郎 咸宜園教育研究センター長 橋本 隆文 淡窓図書館長 林 純子 兼 世界遺産推進室長 スポーツ振興課長 本川 明 学校給食課長 羽田 康浩 人権・部落差別解消教育課長 梶原 英幸
書記	教育総務課 総務企画係 主幹(総括) 塚原 美保
附議議案	議案第23号 日田市いじめ防止基本方針の一部改正について 議案第24号 日田市学校運営協議会委員の任命について 議案第25号 令和2年度日田市特別支援連携協議会委員の委嘱について 議案第26号 日田市心身障害児適正就学指導委員会委員の委嘱について 議案第27号 旧前津江公民館用地の変更について 議案第28号 日田市立淡窓図書館協議会委員の任命について 議案第29号 日田市スポーツ推進委員の委嘱について 報告第9号 令和2年3月期寄附採納について 報告第10号 部落差別解消のための日田市教育実施方針について

教 育 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから4月の定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>まず、前回議事録の確認でございますが、3月定例教育委員会の議事録について、変更はございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>御了解いただきましたら、本会議終了後に署名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、教育長の報告事項ですけれども、一般報告につきましては、お手元に配付しております資料により報告とさせていただきます。</p> <p>それでは、早速議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第23号について、説明をお願いします。</p>
教 育 次 長	<p>議案集の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第23号、日田市いじめ防止基本方針の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は、日田市立学校いじめ問題調査委員会条例及び日田市いじめ問題再調査委員会条例の施行に伴い、所要の措置を講ずるものでございます。学校教育課から御説明を申し上げます。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>本議案につきましては、本年2月の定例教育委員会及び3月の市議会におきまして、日田市立学校いじめ問題調査委員会条例の制定についてご議決をいただきました。</p> <p>これを踏まえまして、組織の改編を含め、日田市いじめ防止基本方針の一部を改定するものでございます。</p> <p>別冊1、日田市いじめ防止基本方針の18ページを御覧ください。</p> <p>重大措置事態への対処にかかる調査組織についてでございます。具体的には20ページを御覧ください。</p> <p>②にありますように重大事態に対する調査組織として、（イ）日田市教育委員会が調査主体となる場合がございます。これまでは「日田市学校問題支援チーム」が調査を実施すると規定しておりました。</p> <p>しかしながら、下の（イ）、ゴシック体で示しております部分ですが、日田市教育委員会が調査主体となる場合で今回、条例により日田市教育委員会が設置する「日田市立学校いじめ問題調査委員会」において調査を実施するよう調査組織を改正したところでございます。</p> <p>また、学校が調査主体となる場合ではなく、学校に代わって日田市立学校いじめ問題調査委員会が調査を実施する場合の場合分けについて、追記したところでございます。</p> <p>続いて、25ページを御覧ください。重大事態の調査につきまして</p>

	<p>は、まず教育委員会が主体となって行う調査委員会には市長への報告義務があります。これを受け、市長が必要とする場合には、再調査を行う場合があります。具体的には25ページにありますように、市長が教育委員会による調査が不十分と認めた場合、保護者による申し立てがあり市長が必要と認めた場合に、「日田市いじめ問題再調査委員会」が調査主体となることについて、2つ目の白丸につきまして表記が変更になっているものでございます。</p> <p>最後に、資料の10ページを御覧ください。調査組織等の位置付けが変更になっております。(2)の組織の設置の①につきましては、法第14条の第1項に定める「いじめ問題対策連絡協議会」に当たる連携機関であります。11ページの②にありますように、日田市教育委員会が設置する機関として、これまで「日田市いじめ問題支援チーム」が、重大事態の事案の調査を行う組織を兼ねておりました。</p> <p>しかしながら先ほど説明申し上げましたように、調査主体となる組織が新たに設置されましたことから、この役割が変更されたことに伴い、ゴシック体の部分を追記したところでございます。</p> <p>合わせて、③にございますように、これまで、組織的な取組の連携機関としてありました「日田市生徒指導協議会」の位置付けを追加したところでございます。以上大きく3点の改定となります。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明について何かご質疑ございませんでしょうか。</p>
木 下 委 員	<p>資料の11ページの②についてですが、日田市学校問題支援チームにつきましては、従来、重大事態についての調査を行ってまいりましたが、今回の基本方針の改正によりまして、重大事態の調査については、行わないということですが、軽微な事案については、調査を行っていくのでしょうか。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>この学校問題支援チームにつきましては、いじめ問題以外にも、幅広い生徒指導上の問題等についての対応について、教育委員会として助言を求めたり、相談をする組織へと変わります。</p> <p>したがって、この組織が主体となって調査をするということはございません。</p>
木 下 委 員	<p>もう1点、20ページの②の部分ですが、今回新たに②のイのところに「日田市立学校いじめ問題調査委員会」が新たに設立されるわけですが、11ページのいじめ問題支援チームは委員構成が載っておりますけれども、それと同じように、いじめ問題調査委員会の委員構成</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>も、資料のほうに載せてはいかがでしょうか。これは要望でございます。</p> <p>これにつきましても、学識経験者であったり、臨床心理士等の専門家でありますので、委員の構成について分かりやすい表記を考えたいと思います。</p>
<p>諫本教育長 職務代理者</p>	<p>20ページの②のアですが、学校が調査主体となる場合に、「〇〇学校いじめ調査委員会」を設置してというところですけども、その際、日田市学校問題支援チームより弁護士、精神科医等の専門的知識や経験を有する第三者が参画することにより、公平性、中立性を確保するとあります。28ページに改正後のフロー図がありますよね。重大事態のところ、 「〇〇学校いじめ問題調査委員会」で調査を行う際に、学校問題支援チームのメンバーの中から、調査に参画していただくということですよ。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>この位置付けは支援チームそのものが移行するわけではなくて、例えば学校でこの調査のときは法律的な専門家が必要だろうということで、個別に派遣する場合を想定して規定していたものでございます。</p> <p>ただ、実際には、重大事態の調査というのは、学校の組織が行うということは非常に厳しい状況であろうかと思っておりますので、この条例によって日田市立学校いじめ問題調査委員会が位置付けられたことによって、基本的な調査はこの組織で行うことになろうかと思っております。</p>
<p>諫本教育長 職務代理者</p>	<p>支援チームから参画というか、そういうつながりが記載されているように見えたので。実際には、新しくできた、日田市立学校いじめ問題調査委員会のほうが多分主体になるだろうということですね。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>御指摘のありました28ページのフロー図からすると、今、委員さんがおっしゃったことが少しわかりにくいかなと思います。委員の構成について、分かりやすい形で表記するようにというご指摘も受けましたので、その際に、今のご指摘のあった条文と整合性のあるような表記を考えたいと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>それでは議案第23号については、原案にご意見の部分を修正の上、可決してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第23号、日田市いじめ防止基本方針の一部改正については、原案に一部修正し、可決いたしました。</p>

<p>教 育 次 長</p>	<p>続きまして議案第 2 4 号について説明をお願いします。</p> <p>議案集の 2 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 2 4 号、日田市学校運営協議会委員の任命についてでございます。</p> <p>本案は、日田市学校運営協議会規則第 8 条の規定に基づき、日田市学校運営協議会委員を任命するものでございます。</p> <p>学校教育課から御説明を申し上げます。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>議案集の 2 ページと 3 ページ、それから別冊 2 を御覧ください。</p> <p>初めに、3 ページをお願いします。</p> <p>平成 3 0 年 4 月から学校運営協議会を設置しております、三芳小、津江小・中、大山小・中の 5 校、平成 3 1 年 4 月から新たに桂林小、日隈小、光岡小、大明小・中の 5 校が学校運営協議会を設置して、1 0 校となっておりますが、これに加えて今年度から残りの 2 0 校全ての小中学校がコミュニティスクールとなったことに伴い、3 ページでございます、日田市学校運営協議会規則第 8 条の規定に基づき各小中学校長から推薦のあった、学校運営協議会委員の任命について議決をお願いするものでございます。</p> <p>学校運営協議会は、学校運営及び当該運営の必要な支援に関して協議する機関として日田市教育委員会及び校長の権限と責任のもと、保護者及び地域住民等の学校運営への参画並びに協働を促進することにより、学校、保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的としております。</p> <p>この目的を達成するため、設置について規則の第 3 条に定められております。また、第 4 条でございます学校の基本的な方針についての承認を得ることとなっておりますことから、できる限り幅広い分野から学校長が推薦し、教育委員会が任命するものとなっております。</p> <p>別冊 2 が各学校長から推薦のあった運営協議会委員の名簿でございます。それぞれ選任区分と、備考には役職名等を記入しております。</p> <p>規則の第 3 条第 1 項に基づき、津江小・中学校と大山小・中学校、大明小・中学校並びに前津江小・中学校はそれぞれ一つの協議会を置くものでございます。</p> <p>協議会の委員は一つの対象学校当たり 1 5 名以内としておりますことから、多いところでは委員会名簿別冊の 1 4 ページにありますように、津江小・中学校の 2 6 名、少ないところでは、1 8 ページのいつま小学校の 1 0 名と、その運営協議会の実態に応じた人数配置となっております。合計では全体で本年度は 3 9 4 名の委員の委嘱を行って</p>

	<p>おります。</p> <p>なお、例えば14ページの5番から9番にありますように、育友会関係者等につきましては、5月までに選任予定となりますことから、今回については、選任中となっておりますが、これにつきましては、決まり次第、教育委員会にお諮りする予定にしております。</p> <p>なお、任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>議案第24号についての説明でした。これについて何かご質疑ございませんでしょうか。</p>
奥 平 委 員	<p>別冊の19ページ、運営協議会委員の名簿ですが、東部中の中で校長先生のお名前はあるんですが、教頭先生のお名前がないんですけど、教頭先生は入られてないのでしょうか。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>学校関係者という規定の中でございますので今回については、教頭は委員の中には入っておりません。</p>
教 育 長	<p>これは入れなくてはいけないという規定ではないということですね。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>15名以内であれば対象学校の教職員の区分の中に入れることができます。校長については対象学校の校長という区分がございます。</p>
教 育 長	<p>当然、校長に何かあるときは教頭が代わりにということですね。他にありませんか。</p>
永 山 委 員	<p>お引き受けいただいた皆さんに本当にありがたくて感謝してるんですが、やはり名簿を見ると、女性が圧倒的に少ないですね。</p> <p>どう考えてもパーセンテージが低いので、いろんな審議会でも女性の委員を何%は入れましょうみたいな努力をあちこちでもしていただいているので、学校も今後の方針として、できれば女性は、何割程度は入れてほしいみたいなことをお願いしていくようなお考えはお持ちでしょうか。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>現在の推薦いただく方というのが、自治会長さんであったり、主任児童委員さんであったりと充て職によって選定されることが多くございますので、そういった関係で男性が多いということですが、おっ</p>

<p>教 育 長</p>	<p>しゃるとおり、男女共同参画の視点から言えば推薦依頼をする際に、文書等で働きかけを今後行ってまいりたいと思います。</p> <p>校長が推薦するものですので、校長にお願いするということですね。</p> <p>それでは議案第24号については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第24号、日田市学校運営協議会委員の任命については原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続きまして議案第25号について説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第25号、令和2年度日田市特別支援連絡協議会委員の委嘱についてでございます。</p> <p>本案は委員の任期満了に伴い、日田市特別支援連絡協議会設置要綱第3条の規定に基づき委員を委嘱するものでございます。</p> <p>学校教育課から御説明を申し上げます。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>本案は、委員の任期満了に伴い、日田市特別支援連絡協議会設置要綱第3条第2項に基づき任命するものでございます。</p> <p>議案集4ページから7ページになりますが、初めに、7ページをお願いいたします。</p> <p>第1条に設置目的がございます。この協議会は、学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症等を含めた障害のある乳幼児・児童生徒に対する教育支援体制の整備を図るとともに、支援の充実に向けた協議を行うことを目的としているものでございます。</p> <p>13名の委員で構成しており、医療・保健・福祉・教育とそれぞれの区分から委員を推薦・任命するものでございます。</p> <p>6ページにありますように、令和元年度は御覧のような委員が任命されております。</p> <p>4ページを御覧ください。委員の任期が設置要綱第4条第1項にございますように、1年でございますので、今回、新任の方4名再任の方が9名、合わせて13名の委員の委嘱をお願いするものでございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第25号についての説明でした。これについて何か御質疑ございませんか。</p> <p>それでは、議案第25号は、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p>

<p>教 育 次 長</p>	<p>議案第 2 5 号、令和 2 年度日田市特別支援連携協議会委員の委嘱については原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続きまして議案第 2 6 号について説明をお願いします。</p> <p>議案集の 8 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 2 6 号、日田市心身障害児適正就学指導委員会委員の委嘱についてでございます。</p> <p>本案は委員の任期満了及び退任に伴い、日田市心身障害児適正就学指導委員会規則第 3 条及び第 4 条の規定に基づき委員を委嘱するものでございます。</p> <p>学校教育課から御説明を申し上げます。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>議案集 8 ページから 1 0 ページとなりますが、初めに、1 0 ページをお願いいたします。</p> <p>本案は、委員の任期満了に伴い、日田市心身障害児適正就学指導委員会規則第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、委員を委嘱するものでございます。</p> <p>第 1 条に設置目的がございますが、この委員会は、心身に障害を有する就学児及び児童生徒がその能力、特性に応じた適正な教育を受けられるようにすることを目的に、障害の種別や程度の的確な判断と、就学指導を行うものでございます。</p> <p>現在、1 4 名の委員で構成しておりますが、今回、このうち 8 ページにあります名簿のとおり、新任の方 4 名と、平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの 2 年の任期を終え、令和 2 年 4 月 1 日から新たな 2 年の任期が始まる 2 名、合計 6 名の委嘱をお願いするものでございます。</p> <p>なお、このうち 3 名の方の任期は本規則第 4 条によって令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの 2 年間、他の 3 名の方は前任者の残任期間となる令和 3 年 3 月 3 1 日までとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第 2 6 号について説明がありました。これについて何かご質疑等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 2 6 号は、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第 2 6 号、日田市心身障害児適正就学指導委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第 2 7 号について説明をお願いいたします。</p>

<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第27号、旧前津江公民館用地の変更についてでございます。</p> <p>本案は、旧前津江公民館用地を日田市前津江振興局用地として利用することとなったため、行政財産の用途を変更し、社会教育課から財政課へ所管換えを行うものでございます。</p> <p>社会教育課から御説明を申し上げます。</p>
<p>社 会 教 育 課 長</p>	<p>それでは議案集の11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第27号、旧前津江公民館用地の変更についてでございます。</p> <p>旧前津江公民館用地を日田市前津江振興局用地として利用することとなったため、行政財産の用途を変更し、社会教育課から財政課へ所管換えを行うものです。</p> <p>用途変更及び所管換え用地の内容につきましては、所在が日田市前津江町大野字本村2189番地の5、面積は1257.81㎡でございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。項目4、所管換え及び用途変更年月日でございますが、令和2年5月1日を予定しております。</p> <p>項目5、旧前津江公民館の経緯と今後の予定でございます。</p> <p>平成26年4月、前津江公民館機能を日田市前津江保健センターへ移転しておりまして、複合施設となっております。平成27年3月に旧前津江公民館を解体、社会教育課で更地のまま管理をしておりました。新前津江振興局については、今年5月に起工伺い、入札準備を行いまして、6月に入札、8月に工事着手、令和3年3月竣工予定としております。13ページに位置図及び計画図を添付しております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第27号について何かご質疑ございますでしょうか。</p> <p>公民館用地の所管換え、用途変更についてございました。</p> <p>それでは議案第27号については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第27号、旧前津江公民館用地の変更については原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続きまして議案第28号について、説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の14ページをお願いいたします。</p> <p>議案第28号、日田市立淡窓図書館協議会委員の任命についてでございます。</p> <p>本案は委員の任期満了に伴い、日田市立淡窓図書館条例第4条の規定に基づき、委員を任命するものでございます。</p> <p>淡窓図書館から御説明を申し上げます。</p>

淡窓図書館長	<p>議案集は14ページから16ページでございます。</p> <p>本案は、委員の任期満了に伴い、日田市立淡窓図書館条例第4条の規定に基づきまして、14ページに記載しています7名の方を任命するものでございます。</p> <p>委員の選任区分につきましては、学校教育関係者2名、社会教育関係者2名、家庭教育関係者1名、学識経験者2名としており、それぞれの団体から推薦をいただいておりますが、社会教育関係者のうち、日田市公民館運営事業団につきましては、現在選任中となっております。こちらは、決まり次第、教育委員会にお諮りしたいと思っております。</p> <p>また、委員のうち、河野仁彦様、福田洋子様、吉田浩様の3名が新任でございます。</p> <p>任期は本年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。</p> <p>なお、16ページに根拠となります図書館法、図書館法施行規則、図書館条例の抜粋を掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	<p>議案第28号についての説明でございますが、これについて何かご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>委員の任命についてでございます。</p> <p>社会教育関係者は選任次第ということで、ご質問がなければ、議案第28号については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p> <p>議案第28号、日田市立淡窓図書館協議会委員の任命については原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続きまして議案第29号について説明をお願いします。</p>
教 育 次 長	<p>議案集の17ページをお願いいたします。</p> <p>議案第29号、日田市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。</p> <p>本案は委員に異動が生じたため、日田市スポーツ推進委員規則第4条第1項の規定に基づき、後任の委員を委嘱するものでございます。</p> <p>スポーツ振興課から御説明を申し上げます。</p>
スポーツ振興課長	<p>議案集は17ページになります。</p> <p>スポーツ推進員につきましては、スポーツ基本法の第32条におきまして、スポーツの推進に係る体制の整備を図るために、委嘱しているものでございます。</p> <p>日田市におきましては、平成31年4月1日から令和3年3月31</p>

<p>教 育 長</p>	<p>日までを任期に現在４８名の方を委嘱しております。</p> <p>今回、地区体育協会から推薦されました推進員の方が令和２年３月３１日で辞職する意向がございまして、新たに同地区より推薦された方を委嘱するものでございます。</p> <p>任期は残任期間の令和２年４月１日から令和３年３月３１日まででございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第２９号について、何かご質疑ございませんでしょうか。</p> <p>無いようであれば、議案第２９号については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第２９号、日田市スポーツ推進委員の委嘱については原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第３０号について説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>続きましては別冊の追加議案でございます。</p> <p>追加議案集の１ページをお願いいたします。</p> <p>議案第３０号、令和２年度日田市一般会計補正予算、教育費についてでございます。</p> <p>教育総務課から御説明を申し上げます。</p>
<p>書 記</p>	<p>それでは追加議案集で御説明をさせていただきます。</p> <p>今回の補正につきましては、緊急事態宣言が全都道府県において発令されております新型コロナウイルス感染症緊急対策といたしまして、感染拡大防止や雇用維持対策について予算要求を行うもので、５月１日に開会予定の令和２年第１回市議会臨時会で御審議いただくものでございます。</p> <p>それでは３ページをお願いいたします。</p> <p>まず、令和２年度５月補正予算の概要についてでございます。</p> <p>No. 1 小中学校施設感染拡大防止事業（緊急雇用対策）につきましては、現在臨時休業中の小中学校につきまして、再開後の児童生徒への感染拡大防止並びに緊急雇用対策といたしまして、学校敷地内の遊具施設や外トイレ等の消毒作業を実施する作業員の雇用に係る経費を右側の内訳のとおり、合計４千７５２万８千円を要求するものでございます。</p> <p>雇用する人員は２１人、１班３人、７班編成で各小・中学校について毎日１回ずつ消毒作業を実施することとしております。</p> <p>雇用期間は本年５月から令和３年３月までの予定でございます。財源は全て一般財源でございます。</p>

4 ページを御覧ください。こちらには各学校の班編成の内訳についての資料を掲載しております。

続いて5 ページをお願いいたします。No. 2 小学校管理運営費（学校教育課）及びNo. 3 中学校管理運営費（学校教育課）について一括して御説明いたします。

初めに、現在臨時休業中の小中学校につきまして、再開後の児童生徒への感染予防対策に係る経費について増額補正を要求するものでございます。

内容については、非接触型体温計を児童生徒80人当たり1台、小中学校合計で80台の購入の経費、また、布マスクについて児童生徒1人当たり2枚ずつ、教職員1人当たり1枚ずつ、合計9千860枚を購入する経費でございます。

合わせまして、令和元年度の卒業式が規模を縮小して実施されたことから、卒業生に対して卒業式の様子をまとめた記念DVDを配布するための作製委託料、通信運搬費についても、増額補正を要求するものでございます。

歳出の内訳につきましては、それぞれ記載のとおりで、小学校については250万6千円、中学校については137万3千円の増額補正となっております。

なお、財源につきましては、体温計及び布マスクの購入経費に対して国庫補助金が小中学校合わせて141万5千円、補助率が2分の1で残りは一般財源でございます。

6 ページを御覧ください。こちらには体温計及びマスクの内訳を記載させていただいております。

また、7 ページには、臨時休業からの学校再開等支援に係る国庫補助金の概要を記載しております。

続いて8 ページをお願いいたします。No. 4 地区公民館管理費（経常費）及びNo. 5 市民文化会館管理運営事業につきまして、一括して御説明いたします。

現在休館中の地区公民館及び市民文化会館パトリアにつきまして、開館後の施設利用者の感染予防対策といたしまして、会議室等に次亜塩素酸水専用噴霧器を整備する経費について、備品購入費を地区公民館管理費については164万5千円、市民文化会館管理運営事業については、17万2千円をそれぞれ増額補正要求するものでございます。財源は全て一般財源でございます。

9 ページを御覧ください。こちらに各施設の必要台数を記載しております。それぞれ会議室の面積に応じまして、地区公民館については23施設で46台、市民文化会館については5台を整備する予定としております。

	<p>続いて10ページをお願いいたします。No. 6 埋蔵文化財発掘調査事業（緊急雇用対策）につきましては、埋蔵文化財に関する事前審査及び発掘調査結果を地図システムに入力作業を行う作業員を雇用する経費について、右側の内訳のとおり、191万8千円を要求するものでございます。</p> <p>雇用人数は1名で、雇用期間は本年5月から令和3年3月までの予定でございます。このデータの入力作業を行うことによりまして、平成30年度以降急増しております埋蔵文化財の所在等に係る事前審査等に対して迅速な対応が図られるものでございます。財源は全て一般財源でございます。</p> <p>11ページには、この地図システム、GISのシステム入力作業画面を記載しております。こちらはパソコン操作ができる方であれば、可能な作業となっております。</p> <p>10ページに戻っていただきまして、下段のNo. 7 体育施設管理費につきましては、現在休館中のスポーツ施設について、開館後の施設利用者の感染予防対策として、非接触型体温計を配備するため、備品購入費12万1千円を増額補正要求するものでございます。</p> <p>配備施設は、日田市総合体育館及び鯛生スポーツセンターに各5台ずつを予定しております。財源は全て一般財源でございます。</p> <p>以上が5月補正予算の概要でございます。</p> <p>12ページには歳入の明細書、13ページから15ページには歳出の明細書を記載しております。</p> <p>今回の教育費の補正額の総額につきましては、全体で5千526万3千円の増額でございます。</p> <p>議案第30号につきましては以上でございます。</p>
教 育 長	<p>追加議案としての補正予算の件ですけれども、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p>
永 山 委 員	<p>No. 2 と 3 の管理運営費の部分です。</p> <p>卒業記念DVDを作っていただいて、その配布に必要な経費がこの市外の高等学校等進学者分だけが計上されているんですが、それ以外の児童生徒に渡すのは、手渡しのような方法を取られるのでしょうか。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>まず、市内の中学校に小学校6年生から入学してきた中学校1年生の生徒につきましては、当然学校の方で手渡しで配布いたします。</p> <p>それから、中学3年を卒業して、市内の高等学校に進学した生徒につきましては、現在の計画では、高校の方にご協力いただいて、最低</p>

	<p>でも、私どもが例えば、高校に教育委員会の事務局の職員が行って何時から何時の間に配るので取りに来てくださいというような形で手渡しすることを考えております。</p> <p>場合によっては高校の方でお配りいただくような協力も得られるかもしれませんが、少なくともそういった形で手渡しということで、あとは市外の方やどうしても手渡しできない方については郵送するという予定でございます。</p>
古 田 委 員	<p>No. 1 小中学校施設感染拡大防止事業の補正内訳の中の報酬とか職員手当はわかるんですけど、一番下の使用料及び賃借料というのは、内容はどのようなものでしょうか。</p>
教 育 総 務 課 長	<p>こちらの使用料及び賃借料につきましては、移動手段として、公用車に限りがありますので、リース車を7台借りる予定の経費でございます。</p>
教 育 長	<p>他にございませんでしょうか。なければ、議案第30号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第30号、令和2年度日田市一般会計補正予算教育費については原案のとおり可決いたしました。</p> <p>議案は以上でございます。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。報告第9号について説明をお願いします。</p>
書 記	<p>それでは議案集の22ページをお願いいたします。</p> <p>報告第9号、令和2年3月期寄附採納についてでございます。</p> <p>まず、地区寄附の採納が3団体1名、4件でございます。1件目が高塚福俵保存会、代表穴井秀雄様から東溪小学校へ、児童書34冊、5万円相当を御寄附いただいております。同会からは、平成28年度から毎年同様の御寄附をいただいております。</p> <p>2件目が有田小学校育友会、会長中島浩司様から有田小学校へ、スタッキングテーブル3台、7万9千200円相当を御寄附いただいております。体育館で大会等を開催する際に使用するため、御寄附をいただいたものでございます。</p> <p>3件目が下飛田小児科医院、院長下飛田毅様から咸宜小学校へ、朝日写真ニュース1年分、7万円相当を御寄附いただいております。下飛田小児科様からは、平成14年より毎年同様の御寄附をいただいております。</p>

	<p>4件目が朝日町の蒲池百合子様から朝日小学校へ、児童書45冊、6万円相当を御寄附いただいております。蒲池様は、朝日小学校でボランティアで読み聞かせを行っていただいている方で、平成29年度に同様の御寄附をいただいております。</p> <p>次に一般寄附の採納が2団体1名、3件でございます。1件目が日本マクドナルド株式会社様から市内各小学校の新1年生へ、安全笛550個、金額は不明でございますが、御寄附いただいております。</p> <p>この御寄附は全国47都道府県の新小学1年生を対象に配布されているものでございます。</p> <p>2件目が大分市の小野博康様から東部中学校へ、発電機1台、6万1千380円相当を御寄附いただいております。小野様は東部中学校の前校長で、災害時の非常用電力として、また、防災訓練等の場面で幅広く活用することを目的に、退職時の記念として御寄附いただいたものでございます。</p> <p>3件目が令和元年度の日田市役所退職者、27名の方から市民文化振興基金へ、54万円を御寄附いただいております。日田市役所退職者の方からは、例年市民文化振興基金に御寄附をいただいております。</p> <p>3月につきましては、以上7件、金額が54万円、物品相当額が32万580円、合計86万580円の御寄附をいただいております。</p> <p>報告第9号につきましては、以上でございます。</p>
教 育 長	<p>報告第9号の令和2年3月期の寄附採納についてです。これについて何かご質疑ございますでしょうか。</p> <p>それでは、ないようですので、続きまして報告第10号について、説明をお願いします。</p>
人権・部落差別 解消教育課長	<p>報告第10号部落差別解消のための日田市教育実施方針について報告させていただきます。</p> <p>議案集23ページ、24ページになりますが、23ページの上段にて説明いたします。</p> <p>平成28年12月、部落差別の解消の推進に関する法律、以下、部落差別解消推進法が施行されました。</p> <p>この法律は、現在もなお部落差別が存在することを明記した上で、部落差別のない社会の実現を目指すことを目的とし、その施策として、国民一人一人の理解を進めるため教育啓発の必要性が示されています。</p> <p>この部落差別解消のための日田市教育実施方針は、部落差別解消推進法の理念を踏まえ、日田市人権教育基本方針、日田市教育行政実施方針に則り、部落差別の解消に向けた具体的な教育方針を学校教育に</p>

<p>教 育 長</p>	<p>おける取組の推進、社会教育における取組の推進、家庭、地域、関係団体、関係機関、団体との連携の推進として取りまとめたものでございます。以上でございます。</p> <p>報告第10号、部落差別解消のための日田市教育実施方針を定めたということでございます。これについて何かございますでしょうか。</p> <p>それではないようですので、次に、その他、5月期定例教育委員会会議の日程についてお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>次回の定例教育委員会の日程についてでございます。5月期定例教育委員会の日程につきましては、5月28日の木曜日、13時30分から勉強会、15時から定例教育委員会をお願いしたいと思っております。以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>5月期の定例教育委員会は5月28日、木曜日、13時半から勉強会で15時から定例教育委員会ということで決定をしたいと思えます。その他何かございますでしょうか。なければ、4月の定例教育委員会をこれをもちまして閉会いたします。お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: right;">終了時刻：午後4時2分</p>